第１回　憲法　人権

（合格テキスト００１,004～022　過去＆厳選問題集　2～14）

憲法では、人権の分野から最も多く出題されています。人権分野の勉強にあたっては、よく問われる判例問題への対応を考えて、判例読解を進めると良いでしょう。重要判例の結論と理由を覚えましょう。

1.私人間効力　　重要度★★★　　合004　問2

憲法は国家権力を縛るものであるため、私人間でも適用されるか問題となります。

	理由	批判
①無効力説	基本的人権の保障は、公権力に対するものである。	憲法の人権保障の趣旨が失われる。
②直接適用説	憲法は、公法・私法に通じる客観的な法秩序である。	**個人の自律的領域を侵すことになる。**
③間接適用説(判例)	無効力説の批判と直接適用説の批判を止揚する。	(1)解釈の振幅が大きい。 (2)**純然たる事実行為**が**規制外**。

過　人の思想、信条は身体と同様本来自由であるべきものであり、その自由は憲法 19 条の保障するところでもあるから、企業が労働者を雇傭する場合等、一方が他方より優越した地位にある場合に、その意に反してみだりにこれを侵してはならないことは明白である。　→×　(18-3-2)　三菱樹脂事件：最大判昭和 48 年 12 月 12 日参照

2.新しい人権　　重要度★★★　　合005　問3

時代の流れとともに、新しい人権を認める必要性が高まってきました。

	権利の内容
①プライバシー権	(1)**私生活をみだりに公開されないこと。** (2)前科等をみだりに公開されないこと。 (3)指紋の押なつを強制されないこと。
②名誉権	人格権の一つ。人がその名誉を害されないこと。
③肖像権	みだりにその容貌・姿態を撮影されないこと。
④自己決定権	輸血を受けることを拒否することなど。

過　何人も、その承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を有するので、犯罪捜査のための警察官による写真撮影は、犯人以外の第三者の容貌が含まれない限度で許される。→×　(23-3-1)　問3 参照

3.法の下の平等　　重要度★★★　　合006　　問4,5

憲法 14 条 1 項は、合理的理由のない差別を禁止しています。

合憲	**再婚禁止期間について男女間に差異を設けること。**
	強姦の犯罪主体を男性に限定すること。
	非嫡出子の法定相続分を嫡出子の２分の１とすること。
	地方公共団体が条例を制定する結果、地域によって差異を生ずること。
	租税法の分野において所得の性質の違い等を理由として取扱いを区別すること。
	尊属に対する傷害致死を通常の傷害致死よりも重く処罰すること。
違憲	非嫡出子と嫡出子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせること。
	尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限ること。
	合理的に是認することができない投票価値の不平等が存すること。
違法	**女子の定年年齢を男子より低く定めること。**

過　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。→○　（18-7-ウ）憲法 14 条２項参照

4.精神的自由　　重要度★★★　　合008～012　　問6～9

(1)報道の自由及び取材の自由

事実の伝達である報道の自由は、表現の自由として憲法上保障されるか問題となります。

①報道の自由	**保障される。**
②-１取材の自由	**尊重**に値する。
②-２取材源の秘匿	保障されない。
②-３法廷における写真の撮影	保障されない。
②-４法廷におけるメモの採取	**尊重**に値する。

(2)検閲の禁止

検閲とは、行政機関が主体となって、思想内容等の表現物を対象として発表の禁止を目的として、事前に内容を審査したうえ、不適当と認めるものの発表を禁止することをいいます。

検閲に当たらないもの

事件	理由
①税関検査	**外国において発表済である。**
②出版物の事前差止め	裁判所は行政機関ではない。
③教科書検定	一般図書として発行できる。
④NHK 政見放送の削除	ＮＨＫは行政機関ではない。

過　外国から輸入しようとした出版物にわいせつな表現が含まれている場合、これを税関が輸入禁制品として没収するのは、違憲である。　→×　（14-7-ア）

5.経済的自由　　重要度★☆☆　　合013,014　　問10

(1)経済的自由に対する法的規制の類型

経済的自由に対する規制については、その規制目的に着目します。

消極目的規制	積極目的規制
国民の生命及び健康に対する危険を防止するための規制。	経済の円満な発展を図り、社会公共の便宜を促進するための規制。

(2)規制目的二分論

規制目的いかんにより裁判所の審査能力が変わるため、基準も変わってきます。

消極目的規制	積極目的規制
厳しい違憲審査基準で審査する。	緩やかな違憲審査基準で審査する。

(3)判例

①小売市場の許可規制	積極目的規制→合憲
②薬局の適正配置規制	**消極目的規制→違憲**
③公衆浴場の適正配置規制	消極目的規制＋積極目的規制→合憲

過　新しく小売市場を開設しようとするものに対して、既存の小売市場との距離が接近していることを理由に、県知事がこれを不許可とするのは、違憲である。→×(14-7-ウ)

6.人身の自由　　重要度★★★　　合015～017　　問11,12

精神的自由権や経済的自由権の保障の前提として、人身の自由も保障されます。

所有者たる第三者に事前に財産権を守る機会を与えないで没収することは憲法に違反するか。	**違反する。**
行政手続に憲法 31 条・35 条・38 条 1 項の保障は及ぶか。	及びうる。
迅速な裁判に反した場合、憲法 37 条に基づいて、免訴判決によって救済されるか。	される。
氏名の供述や呼気検査は憲法 38 条 1 項の「自己に不利益な供述」にあたるか。	**あたらない。**

過　行政手続は刑事手続とその性質においておのずから差異があることから、常に必ず行政処分の相手方等に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるなどの一定の手続を設けることを必要とするものではない。→○　(24-13-1)　合015 参照

過　国税犯則取締法上、収税官吏が犯則嫌疑者に対し質問する際に拒否権の告知は義務付けられていないが、供述拒否権を保障する憲法の規定はその告知を義務付けるものではないから、国税犯則取締法上の質問手続は憲法に違反しない。→○（24-13-4）最判昭和 59 年 3 月 27 日参照

7.受益権（請願権・国家賠償請求権・刑事補償請求権・裁判を受ける権利）重要度★☆☆

合018　問12

自由権とは異なりますが、憲法上の権利の１つです。

未成年者・外国人・法人は請願できるか。	できる。
国の賠償責任を免除・制限している郵便法の規定は憲法に違反するか。	**違反する。**
拘禁後、無罪を受けた場合は刑事補償を求めることができるか。	できる。
何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われないか。	**奪われない。**

過　日本国憲法は「両議院は、国民より提出された請願書を受けることができる。」と定めるにとどまるが、いわゆる請願権を憲法上の権利と解するのが通説である。
→×　(17-5-3)　憲法 16 条参照

8.参政権　　重要度★★☆　　合 019　　問 -

参政権は、民主政を支える重要な権利です。

一般犯罪の処刑者と、選挙犯罪の処刑者との間において、選挙権の処遇について差異があるが、それは憲法に違反するか。	**違反しない。**
在外国民の選挙権を一律に制限することは憲法に違反するか。	**違反する。**
立候補の自由は憲法上保障されるか。	保障されている。

過　公務員を選定し、およびこれを罷免することは、人類普遍の権利である。
→×　(14-6-1)　憲法 15 条１項参照

9.社会権（生存権・教育を受ける権利・労働基本権）　　重要度★☆☆

合020　問13

福祉国家実現のための権利です。自由権とは異なり、政府の積極的な作為を求めます。

生存権の法的性格は何か。	抽象的権利。
障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止は憲法に違反するか。	**違反しない。**
教育内容を決定する権限は誰にあるか。	**国民と国家が分担する。**
義務教育の無償の範囲は？	授業料のみ。
正当な争議行為の民事・刑事の責任はあるか。	責任なし。

過　労働基本権に関する憲法上の規定は、国の責務を宣言するもので、個々の国民に直接に具体的権利を付与したものではなく、国の立法措置によってはじめて具体的権利が生じる。→×　(20-4-3)　問13 参照

過　組合員の生活向上のために、統一候補を決定し、組合を挙げてその選挙運動を推進することなども労働組合の活動として許されるので、組合の方針に反し対立候補として立候補した組合員を統制違反者として処分することも許される。→×（24-7-1）
三井美唄炭鉱労組事件：最大判昭和 43 年 12 月 4 日参照

10.外国人の人権　　重要度★★★　　合021　　問14

権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及びます。

入国の自由	保障されない。
再入国の自由	保障されない。
出国の自由	保障される。
政治活動の自由	**わが国の政治的意思決定に影響する場合等を除いて保障される。**
在留の権利	保障されない。
選挙権（国政）	保障されない。
選挙権（地方）	**定住外国人に対し法律で付与することは禁止されない。**
指紋押捺を強制されない自由	保障されない。
公務就任権（権力的公務）	保障されない。
公務就任権（非権力的公務）	保障される。
社会権	**保障することは原理的に認められないものではなく、立法府の裁量の範囲に属する事柄である。**

過　外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されてはいないが、憲法 22 条 1 項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航の自由も保障していると解されるため、日本に在留する外国人が一時的に海外旅行のため出国し再入国する自由も認められる。
→×　(19-6-5)

過　憲法の基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象とすると解されるものを除き、外国人にも等しく及ぶものと考えられており、政治活動の自由についても、外国人の地位にかんがみて相当でないものを除き外国人にも保障される。
→○（23-4-3）

11.法人の人権　　重要度★★☆　　合022　　問 -

憲法の人権規定は、権利の性質上可能な限り法人にも適用されます。

政治献金（非強制加入団体）	寄付行為は**有効**。ex.八幡製鉄事件
政治献金（強制加入団体）	寄付行為は**無効**。ex.南九州税理士会政治献金事件
復興支援金（強制加入団体）	寄付行為は有効。ex.群馬司法書士会事件

過　基本的人権は、自然人について認められるものであるから、法人は日本国憲法の定める基本的人権の享有主体ではない。
→×　(63-27-2)

過　税理士会の目的の範囲内の行為として有効と解されるのは、税理士会に許容された活動を推進することを存立目的とする政治団体に対する献金であって、税理士会が多数決原理によって団体の意思として正式に決議した場合に限られる。→×（16-4-5）

12.重要判例　砂川政教分離判決（最大判平成 22 年 1 月 20 日）　　重要度★★★

合009　問6

導入	津地鎮祭事件以降、最高裁が採用していた目的効果基準を採らなかったことで話題となった。
事案	市が連合町内会に対し市有地を無償で建物，鳥居及び地神宮の敷地としての利用に供したことについて争われた事件。
判旨概要	⑴憲法 89 条も，公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。 ⑵本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、**憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも当たる。**